

## 「あおもり働き方改革宣言企業」登録実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、若者の雇用安定、女性の継続就業・活躍推進、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進等「働き方改革」に取り組むことについて計画等の作成により宣言する企業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、企業とは、県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体をいう。(国及び地方公共団体を除く。)

### (対象)

第3 登録の対象は、「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)」に基づく一般事業主行動計画を策定し、青森労働局に届け出ている企業とする。(県外に本社のある企業で、県内に事業所がある企業は当該本社のある都道府県労働局に届け出ていること。)

### (登録申請)

第4 申請する企業は、「あおもり働き方改革宣言企業」登録申請書(別紙様式)に必要な事項を記入の上、必要書類を添付し、知事に申請するものとする。

### (宣言企業の登録)

第5 知事は、申請内容を審査し、適当と認められる場合は、「あおもり働き方改革宣言企業」(以下、「宣言企業」という。)として登録し、決定通知を送付する。

2 登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

### (宣言企業への支援)

第6 知事は、宣言企業に対し、「あおもり働き方改革推進企業」の認証に向けた支援を行うものとする。

### 附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 「あおり働き方改革宣言企業」申請書

宣言日 年 月 日

「あおり働き方改革宣言企業」登録実施要領第4に基づき、「あおり働き方改革宣言企業」について申請します。

青森県知事あて

(ふりがな)

企業名

(ふりがな)

代表者職氏名

印

添付書類 <input type="checkbox"/> 自社で作成した「次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画」の写し <input type="checkbox"/> 労働局で受付された「一般事業主行動計画策定届」の写し(受付印が押印されたもの) <input type="checkbox"/> 企業の概要が分かるパンフレット(任意)			
取組宣言 該当する取組(実施予定の取組)にチェックをつけてください。 【 <input type="checkbox"/> 若者の経済的安定 <input type="checkbox"/> 女性の活躍・継続就業 <input type="checkbox"/> 男性の家庭参画 <input type="checkbox"/> ワーク・ライフ・バランス】 取組の内容			
所在地(県内企業所在地) 〒			
電話番号		URL	
FAX		担当者所属氏名	メールアドレス
業種 <input type="checkbox"/> 1農業・林業 <input type="checkbox"/> 2漁業 <input type="checkbox"/> 3鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 4建設業 <input type="checkbox"/> 5製造業 <input type="checkbox"/> 6電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 7情報通信業 <input type="checkbox"/> 8運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 9卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 10金融業、保険業 <input type="checkbox"/> 11不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 12学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 13宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 14生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> 15教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 16医療、福祉 <input type="checkbox"/> 17複合サービス業 <input type="checkbox"/> 18サービス業(他に分類されないもの)			
事業内容			
御社PR			
常用労働者数			※1正社員 いわゆる正規型の労働者をいい、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金形態等(例えば、労働契約期間の定めなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、定期的な昇給または昇格の有無)を総合的に勘案して判断する。
	正社員※1	非正社員※2	合計
男	人	人	人
女	人	人	人
			※2非正社員 正社員以外の者
※記載内容はHPで公表します			

提出先 青森市長島一丁目1番1号  
青森県健康福祉部こどもみらい課  
TEL:017-734-9301 FAX:017-734-8091  
E-Mail:KODOMO@pref.aomori.lg.jp